(参考資料) 国内外のカーボンプライシングの動向

- 1. 炭素税について (スライド1-9)
- 2. 排出量取引について (スライド10-22)
- 3. 民間企業の動向について (スライド23-26)
- 4. エネルギー課税の国際比較 (スライド27-28)
- 5. OECD: Effective Carbon Ratesの分析 (スライド29-31)
- 6. その他 (スライド32)

主な炭素税導入国の制度概要

(2017年1月時点)

						(2017年1月時末)
国名	導入年	税率 (円/tCO₂)	税収規模 (億円[年])	財源	税収使途	減免措置
日本(温対税)	2012	289	2,600 [2016年]	特別会計	・省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO₂排出抑制	• 輸入•国産石油化学製品製造用揮発油等
フィンランド (炭素税)	1990	7,640 (58EUR) (暖房用) 8,170 (62EUR) (輸送用)	1,624 [2016年]	一般会計	・所得税の引下げ及び企業の雇用に係る費用の軽減	EU-ETS対象企業は免税産業用電力・CHPは減税、エネルギー集約 型産業・農業に対し還付措置
スウェーデン (CO₂税)	1991	15,670(119EUR) (標準税率) 12,640(96EUR) (産業用)	3,214 [2016年]	一般会計	・法人税の引下げ(税収中立)	・EU-ETS対象企業・CHPは免税 ・産業・農業の税率は本則税率の60%
デンマーク (CO₂税)	1992	3,050 (172.4DKK)	654 [2016年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	• EU-ETS対象企業は免税
スイス (CO₂税)	2008	9,860 (84CHF)	970 [2015年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新 ファンド、残りの2/3程度は国民・企業へ還流	国内ETSに参加企業は免税政府との排出削減協定達成企業は減税輸送用ガソリン・軽油は免税
アイルランド (炭素税)	2010	2,630 (20EUR)	552 [2015年]	一般会計	・赤字補填(財政健全化に寄与)	EU-ETS対象企業は免税農業に使用される軽油は減税
フランス (炭素税)	2014	4,020 (30.5EUR)	7,902 [2016年]	一般会計/ 特別会計	・一般会計から競争力・雇用税額控除、交通インフラ資金調達庁の一部、及び、エネルギー移行のための特別会計に充当	• EU-ETS対象企業は免税
ポルトガル (炭素税)	2015	900 (6.85EUR)	125 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げ(予定)・一部電気自動車購入費用の還付等に充当	• EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,730 (30CAD)	1,105 [2015年]	一般会計	・他税(法人税等)の減税により納税者に還付	・越境輸送に使用される燃料は免税

- (出典) 各国政府資料よりみずほ情報総研作成。
- (注1)税率は2017年1月時点。税収は取得可能な直近の値。
- (注2) 為替レート: 1CAD=約91円、1CHF=約117円、1EUR=約132円、1DKK=約18円、1SEK=約14円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

フィンランドの炭素税について

○ フィンランドは、1990年に世界初の炭素税を導入。1997年及び2011年に実施されたエネルギー税制改革では、所得税の減税や企業の社会保障費削減による税収減の一部を、炭素税収により補填。

フィンランドの炭素税の特徴

概要

- ・1990年に世界初の炭素税を導入。
- 現在54EUR(暖房用)~58EUR(輸送用)/tCO₂で導入時(1.12EUR/tCO₂)の約50倍の税率。
- 1997年及び2011年にエネルギー税制改革を実施。 2011年以降、暖房用燃料と輸送用燃料の税率を分離。

税率

・トンCO。当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2015	2016	2017
炭素税率(暖房用)(EUR/tCO2)	44	54	58
炭素税率(輸送用)(EUR/tCO2)	58	58	62
ガソリン(c/L)	16.25	16.25	17.38
軽油(輸送用)(c/L)	18.61	18.61	19.90
重油(c/kg)	14.25	17.49	18.78
LPG(c/kg)	_	16.32	17.53
天然ガス(EUR/MWh)	8.71	10.69	11.48
石炭(EUR/t)	106.14	130.26	139.91

• 炭素税率の推移

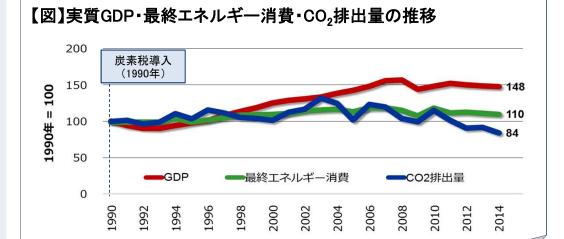


課税対象 優遇措置

- EU-ETS対象企業は免税。
- ・産業用電力・CHPは減税、エネルギー集約型産業・農業に対し還付措置。バイオ燃料に対してはバイオ燃料含有割合に応じて減税。

税収使途

- •一般会計。1997年及び2011年にエネルギー税制改革を 実施。所得税の減税や、企業の社会保障費削減による 税収減の一部を、炭素税収により補填。
- (税収額)2014年:1,051百万EUR、2015年:1,119百万EUR。



(出典)IEA, 2016, CO2 Emissions from Fuel Combustion 2016より作成。

⁽参考)為替レート: 1EUR=約132円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

スウェーデンの炭素税について

- スウェーデンは、1991年に炭素税の導入及び法人税の大幅減税を行う環境税制改革を実施。
- CO₂排出量の削減とGDP成長の両立を達成し、環境と経済のデカップリングに成功。

スウェーデンの炭素税の特徴

概要

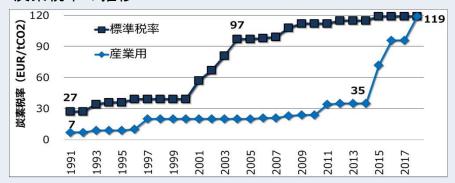
- 1991年にCO₂税を導入。同年に法人税の大幅減税を伴う環境税制改革を実施。
- ・現在119EUR/tCO₂(標準税率)で世界最高の税率。
- 導入当初から産業部門に対して軽減税率を適用していたが、 2018年に本則税率への一本化を予定。

税率

・トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率 ※大幅な税率引上げ時を抜粋

税率	1991	2000	2005	2015	2016	2017
炭素税率(標準税率)(EUR/tCO2)	27	39	97	119	119	119
炭素税率(産業用)(EUR/tCO2)	7	20	20	72	96	119
ガソリン(SEK/I)	0.58	0.86	2.12	2.60	2.59	2.62
軽油(輸送用)(SEK/m³)	720	1,058	2,609	3,218	3,204	3,237
重油(SEK/m³)	NA	1,058	2,609	3,218	3,204	3,237
LPG(SEK/t)	NA	NA	1,350	3,385	3,370	3,405
天然ガス(SEK/1000m³)	535	792	1,954	2,409	2,399	2,424
石炭(SEK/t)	620	920	2,270	2,800	2,788	2,817

• 炭素税率の推移

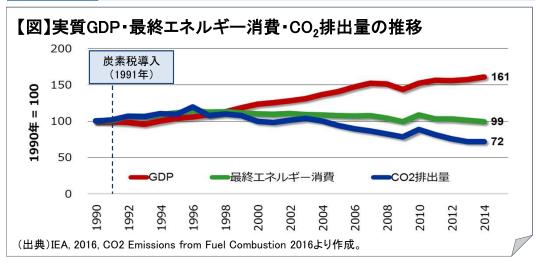


課税対象 優遇措置

- •暖房用及び輸送用の化石燃料。
- ・但し、EU-ETS対象部門、コジェネを伴う発電は免税。 産業用の税率(2016年時点で本則税率の80%)は、2018 年にかけて段階的に廃止する予定。

税収使途

- •一般会計。炭素税導入と同時期の1991年に、大幅な法人 税減税を実施。2001~2004年の税率引上げ時には、低 所得者層の所得税率を引下げ。
- (税収額)2010年:270億SEK、2011年:254億SEK、2012年:253億SEK、2013年:240億SEK、2014年:233億SEK、2015年:246億SEK。



デンマークの炭素税について

〇 デンマークは、1992年にCO₂税を導入。当初産業部門に対して大幅な軽減税率を適用していたが、2010年に税率を一本化。

デンマークの炭素税の特徴

概要

- 1992年に、化石燃料及び廃棄物に課税するCO₂税導入。
 税率は100DKK/tCO₂(標準税率)。
- 導入当初、産業・工業用途に対して大幅な軽減税率 $(5DKK/tCO_2)$ を適用していたが、その後徐々に引上げを行い、2010年に税率を一本化。
- •2010年以降の毎年の税率(引上げ)は、インフレ率に応じて自動的に設定。

税率

・トンCO。当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2015	2016	2017
炭素税率(DKK/tCO2)	170.0	171.4	172.4
石炭(DKK/1,000kg)	452.1	455.7	458.4
ガソリン(DKK/1,000L)	408.0	411.0	414.0
軽油(DKK/1,000L)	451.0	455.0	457.0
灯油(DKK/1,000L)	451.0	455.0	457.0
重油(DKK/1,000L)	539.0	543.0	547.0
LPG(DKK/1,000L)	274.0	276.0	278.0
天然ガス(DKK/1,000Nm3)	384.0	387.0	389.0

• 炭素税率の推移



課税対象 優遇措置

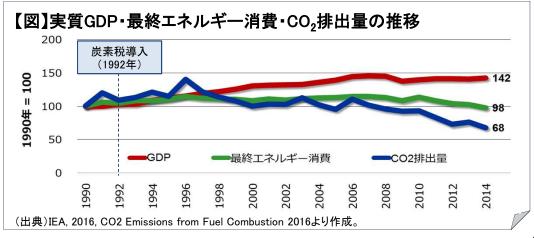
- 化石燃料(石炭、石油、ガス)及び廃棄物の消費に対して課税(電力は除く)。
- EU-ETS対象企業は非課税。

税収使途

- 一般会計に入り、使途の紐づけは行われていない。
- (税収額)2010年:57.6億DKK、2011年:59億DKK、 2012年:56.8億DKK、2013年:58.7億DKK、 2014年:36.2億DKK、2015年:36.6億DKK、
- 2016年(見込み):37億DKK、2017年(見込み):37億DKK。

その他

・税とグリーン成長の顕著な実績あり。過去20年でCO₂ 排出量は減少し、実質GDPは増加(下表)。また、風力 発電などのエネルギー関連技術の輸出が全輸出額に 占める割合は11%程度(2015年)で、EU最大。



スイスの炭素税について

- スイスは、2008年に炭素税(CO, levy)を導入。輸送用燃料を除く化石燃料に課税。
- 将来の税率は、過年度の排出実績に基づき決定(2018年の場合、84~120CHF/tCO₂)。

スイスの炭素税の特徴

概要

- 2008年に、CO。排出削減を目的に、輸送用燃料を除く部門に 対して12CHF/tCO。の炭素税を導入。
- ・段階的な引上げを行い、現在の税率(84CHF/tCO2)は、 導入当初の7倍。
- 2014年以降の税率は、過年度の排出実績をもとに算定。

税率

•トンCO。当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2008- 2009	2010- 2013	2014- 2015	2016- 2017	2018-2019
炭素税率(CHF/tCO2)	12	36	60	84	84~120
石炭(CHF/1,000kg)	31.7	95.1	141.6	198.2	
重油(CHF/1,000L)	38.1	114.2	190.2	266.3	炭素税率 に基づき
LPG(CHF/1,000L)	18.2	54.6	91.2	127.7	決定
天然ガス(CHF/1,000kg)	30.7	92.1	153.6	216.7	

(※) 2018年の税率は2016年の排出実績に基づき定まる。

- 1990年比 73%以下 の場合: 84CHF/tCO₂(据え置き)
- 1990年比 73~76% の場合: 96CHF/tCO。 - 1990年比 76%以上 の場合: 120CHF/tCŌ。
- 炭素税率の推移



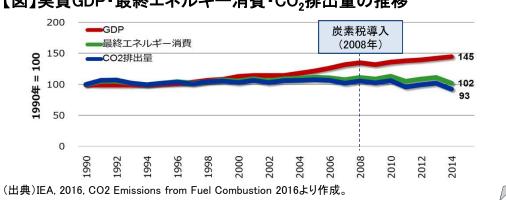
課税対象 優遇措置

- 暖房用及び発電用の化石燃料(石油、天然ガス、石炭、 石油コークス、その他化石燃料)。
- ・エネルギー多消費型産業に2種類の軽減措置: ①免税の上、(大企業)国内ETS参加、(中小企業)法的 拘束力のある削減の約束。約2,000社が対象。 ②自主協定、目標は自社で設定。約3.000社が対象。

税収使途

- 一般会計に入り、税収相当分を以下に充当:
- ①建築物改装基金及び一部技術革新ファンド
- ②健康保険を介して一定額を各国民に還付
- ③労働者の年金支払額に応じた額を企業に還付 (※) ①が税収の1/3程度、②③が税収の2/3程度
- (税収額) 2012年: 5.52億CHF、2013年: 6.42億CHF、 2014年: 7.58億CHF、2015年: 8.27億CHF。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO。排出量の推移



アイルランドの炭素税について

- アイルランドは、経済危機からの再建を目指し、2010年に炭素税を導入。
- 炭素税の税収は一般財源に充当され、2010年以降の財政健全化に寄与した。

アイルランドの炭素税の特徴

概要

- ・リーマンショック後の経済危機からの再建を目指し、法人税・ 所得税以外の税からの税収確保を目的として、2010年に 炭素税を導入(石油・天然ガス対象)。
- その後2013年より石炭への炭素税の課税を開始。

税率

・トンCO。当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2010- 2011	2012	2013	2014- 2017
炭素税率(標準税率)(EUR/tCO2)	15	20	20	20
炭素税率(石炭)(EUR/tCO2)	_	_	10	20
ガソリン(EUR/kl)	34.38	45.87	45.87	45.87
軽油(輸送用)(EUR/kl)	39.98	53.30	53.30	53.30
重油(EUR/kl)	45.95	61.75	61.75	61.75
LPG(EUR/kl)	24.64	32.86	32.86	32.86
天然ガス(EUR/MWh)	3.07	4.10	4.10	4.10
石炭(EUR/t)	-	_	26.33	52.67

• 炭素税率の推移



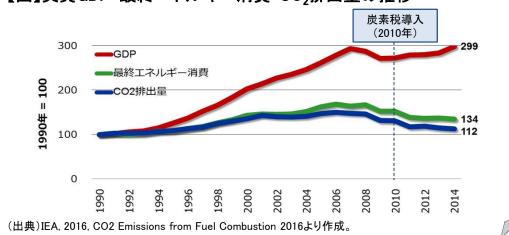
課税対象 優遇措置

- •化石燃料消費(上流課税)
- ETS対象産業、農業用軽油、バイオ燃料(運輸)、CHP (産業・業務)等は免税

税収使途

- •一般会計。財政の健全化に寄与。(政府債務の対GDP 比は2006年以降毎年ほぼ倍増していたが、2011年以降 の増加率は毎年10%以下に減少。)
- (税収額)2010年:223百万EUR、2011年:298百万EUR、2012年:354百万EUR、2013年:388百万EUR、2014年:385百万EUR、2015年:419百万EUR。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



フランスの炭素税について

〇 フランスは、2014年4月に、化石燃料に係る内国消費税を炭素部分とその他部分に組み替える形で炭素税を 導入。税率は段階的に引上げ(2030年にCO₂排出量1トン当たり100ユーロ)。

フランスの炭素税の特徴

概要

- 2013年、国民環境会議及びエコロジー税制専門委員会 (CFE)による提言を受け、2014年4月、化石燃料に係る内国 消費税(TICPE等)を、炭素税部分とその他部分に組み替える 形で炭素税導入。
- 当初税率は7EUR/tCO₂。税収相当分を競争力確保・雇用 促進のための税控除等、労働コスト軽減に充当。
- 2015年のエネルギー移行法において、2030年までの税率 引上げを発表(100EUR/tCO₂)。

税率

・トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2014.3	2014.4	2015.1	2016.1	2017.1
炭素税率(EUR/tCO2)	_	7	14.5	22	30.5
ガソリン(EUR/100L)	60.69	60.69	62.41	64.12	65.07
軽油(EUR/100L)	42.84	42.84	46.82	49.81	53.07
重油(EUR/100kg)	1.85	2.19	4.53	6.88	9.54
天然ガス(EUR/100m3)	0	1.49	3.09	3.99	6.5
石炭(EUR/MWH)	1.19	2.29	4.75	7.21	9.99

(※)[重油・天然ガス・石炭] 2014年に炭素税率相当に税率引上げ。 [その他] 2014年に内国消費税を炭素税部分とその他部分に 再編し、税率は据え置き。2015年以降、炭素部分の税率を引上げ。

・ 炭素税率の推移



課税対象 優遇措置

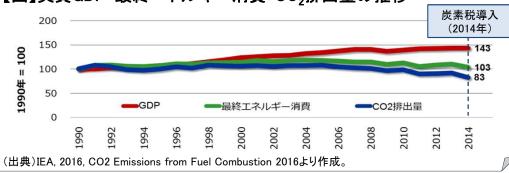
- ・化石燃料に課税。但し、バイオ燃料に軽減措置、ジェット 燃料、ブタン、プロパンは免税。
- EU-ETS対象企業は非課税。

税収使途

・炭素税収の多くの部分が、競争力確保・雇用促進のための所得税・法人税控除、交通インフラグリーン化のための資金調達、エネルギー移行に資するプロジェクト等に充当。

2014年 (20億EUR)	(一般会計)競争力・雇用税額控除(CICE)(20億EUR)
2015年 (40億EUR)	(一般会計)競争力・雇用税額控除(CICE)(20億EUR)、 交通インフラ資金調達庁(AFITF)(15億EUR)、 その他一般財政支出(5億EUR)
2016年 (60億EUR)	(一般会計)競争力・雇用税額控除(CICE)(20億EUR)、 交通インフラ資金調達庁(AFITF)(20億EUR)、 その他一般財政支出(17億EUR) (特別会計)エネルギー移行のための特別会計(3億EUR)

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



ポルトガルの炭素税について

- 〇 ポルトガルでは、2015年にグリーン税制改革の一環として炭素税を導入。
- 税率は、前年度のEU-ETS制度における排出枠価格の年間平均値より決定。

ポルトガルの炭素税の特徴

概要

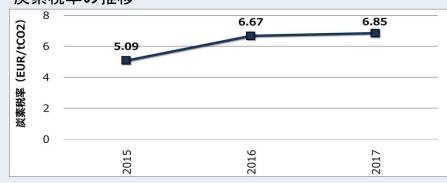
- •2014年に、炭素税の導入を含む「グリーン税制改革」の実施 を決定。2015年1月1日導入。
- •前年度のEU-ETS価格の年間平均値を税率として採用する 点が特徴。

税率

 トンCO₂当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率 ※税率は、前年度のEU-ETS価格の年間平均値。
 (例)2015年の税率は2013年7月1日~2014年6月30日の 期間中のEU ETSオークション価格を平均した値。

税率	2015	2016	2017
炭素税率(EUR/tCO2)	5.09	6.67	6.85
ガソリン(EUR/1000L)	11.56	15.15	15.56
軽油(EUR/1000L)	12.60	16.51	16.81
天然ガス(EUR/GJ)	0.29	0.37	0.38
LPG(輸送用)(EUR/t)	14.77	19.36	19.88

• 炭素税率の推移

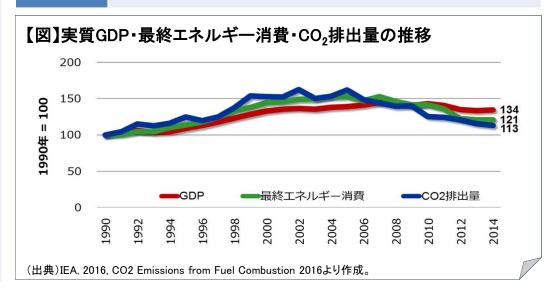


課税対象 優遇措置

• EU-ETS対象部門は免税。

税収使途

- 税収は一般会計に入り、税収相当分を、主に家計の 所得税引下げに活用し、一部を電気自動車普及等の 環境対策に活用。(予定)
- •環境税制改革の事前評価によれば、2015年の炭素税の 税収額は95百万EURの見込み(環境税制改革全体の 税収規模は165.5百万EUR)。
- ・導入以降は、エネルギー税との合算値のため、炭素税 単独の税収額は不明。



(参考)為替レート: 1EUR=約132円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)ポルトガル財務省, 2017, Ordinance No. 10/2017、ポルトガル税関, 2014, Lei n.º 82-D/2014、ポルトガル環境省, 2014, Reforma Fiscalidade Verde, Green Taxation Reform、ポルトガル環境省, 2015, Green Growth Commitment.

カナダBC州の炭素税について

- 2008年7月、カナダのブリティッシュコロンビア(BC)州は炭素税を導入(北米初)。
- 炭素税の税収相当分の所得税・法人税の引下げを実施、税収中立的な仕組みとなっている。

BC州の炭素税の特徴

概要

- •BC州は2008年7月に北米初の炭素税を導入。導入時に 5年先まで年率5CAD/tCO₂の段階的引上げを規定。2012年 以降は税率の引上げは行われていない。
- 炭素税収相当分の所得税・法人税減税等を実施。

税率

•トンCO。当たり税率・エネルギー固有単位当たり税率

税率	2008	2009	2010	2011	2012- 2017
炭素税率(CAD/tCO2)	10	15	20	25	30
ガソリン(c/L)	2.34	3.51	4.45	5.56	6.67
軽油(輸送用)(c/L)	2.69	4.04	5.11	6.39	7.67
重油(c/L)	3.15	4.73	6.30	7.88	9.45
LPG(c/L)	_	_	3.30	4.13	4.95
天然ガス(c/m³)	1.90	2.85	3.80	4.75	5.70
石炭(低発熱量)(CAD/t)	17.77	26.66	35.54	44.43	53.31

• 炭素税率の推移



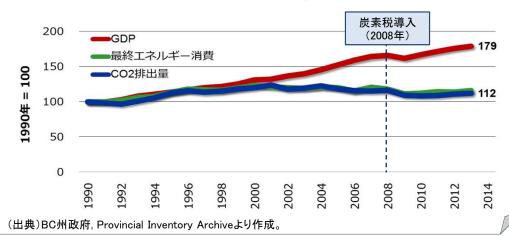
課税対象 優遇措置

- ・化石燃料の購入・州内での最終消費に課税。化石燃料 の卸売業者より徴税。
- ・農業等で使用される一部の軽油等(免税対象であること を示すため着色されている燃料)は免税

税収使途

- 一般会計。税収相当分を所得税・法人税の減税、 低所得者への手当に活用(税収中立)
- (税収額)2008年:306百万CAD、2009年:542百万CAD、2010年:741百万CAD、2011年:959百万CAD、2012年:1,120百万CAD、2013年:1,222百万CAD、2014年:1,198百万CAD、2015:1,216百万CAD。

【図】実質GDP・最終エネルギー消費・CO₂排出量の推移



主な排出量取引制度の概要

(2017年1月時点)

	(2017年1万时点)					17年1万时杰/	
国•地域	導入年	対象	ガス	削減水準	主な割当方法	オークション収入	価格(円/tCO₂)
EU	2005	熱入力2万kWh超の燃焼施設 (発電等)、産業施設、欧州 域内のフライト	CO ₂ , N ₂ O, PFCs	21%削減 (2020年、 2005年比)	発電部門は原則オークション、産業部門の うちリーケージのリスクがある業種は無償 割当で、それ以外は無償割当の比率を 2020年に30%まで減少させる、航空部門は 無償割当が80%超	収入の半分を気候変動対策 に利用することが推奨されて いるが、最終的には各国の 裁量	600 (4.6EUR) [2016年12月]
RGGI	2009	設備容量2.5万kW以上の発電 事業所	CO ₂	78.2百万ショート トンCO ₂ (2020年)	各州の裁量、実態としては各州は排出枠 の約9割をオークションによって割当	各州の裁量(主に省エネ、 再エネの促進等に使途)	400 (3.6USD) [2016年12月] ※ショートトン当たり
米国 カリフォルニア州	2013	GHG排出量年間2.5万トン 以上の事業者	GHG	334.2百万トンCO ₂ e (2020年)	リーケージのリスクがある産業等は無償 割当、それ以外はオークション	主にGHG Reduction Fundに 入り、低炭素化プロジェクト等 に使途	1,420 (12.7USD) [2016年11月]
カナダケベック州	2013	GHG排出量年間2.5万トン 以上の事業者	GHG	54.74百万トンCO ₂ e (2020年)	製造業等は無償割当、それ以外はオークション又は政府から固定価格で購入	Green Fundに入り、省エネ等に使途	_
カナダオンタリオ州	2017	GHG排出量年間2.5万トン 以上の事業者	GHG	125百万トンCO ₂ e (2020年)	製造業、採鉱及び採石、産業用蒸気及び 冷暖房供給等は無償割当、その他はオー クション	Greenhouse Gas Reduction Fundに入り、低炭素化プロジェクト等に使途	_
カナダ連邦 (予定)	2018	国内全ての州・準州は、2018年までに炭素税又は排出量取引制度を導入					
中国パイロット (北京市の例)	2013	CO ₂ 排出量年間1万トン 以上の事業者	CO ₂	-	全て無償割当	_	900 (51.4元) [2017年1月]
中国全国(予定)	2017	エネルギー消費量標準炭換算 年間1万トン以上の事業者	CO_2 , CH_4 , N_2O , $HFCs$, $PFCs$, SF_6	-	初期は無償割当、徐々に有償割当の比率 を引上げ	国内の排出削減やキャパシ ティビルディングに使途	_
韓国	2015	年間GHG排出量12.5万トン 以上の事業者、2.5万トン以上 の事業所を有する事業者	CO_2 , CH_4 , N_2O , $HFCs$, $PFCs$, SF_6	551百万トンCO ₂ (2017年)	全て無償割当	排出削減設備の導入、 省エネ技術の開発等に使途	1,720 (17,130KRW) [2016年12月]
ニュージーランド	2008	森林、液体化石燃料、エネルギー、産業プロセス、合成ガス、廃棄物	CO_2 , CH_4 , N_2O , $HFCs$, $PFCs$, SF_6	総量規制なし	森林、産業プロセスは無償割当あり、 それ以外は有償割当	_	1,440 (17.4NZD) [2017年1月]
東京都	2010	3年連続で年間原油換算エネルギー消費量1.5千kl以上の事業所	CO ₂	15%または17%削減 (2019年、 排出基準年比)	全て無償割当	-	1,000~2,000 [2016年12月]

(出典) 各国政府資料等よりみずほ情報総研作成。

⁽注1)制度はいずれも2017年1月時点。価格は取得可能な直近の値。

⁽注2) 1ショートトン=約0.91トン。

⁽注3)為替レート: 1EUR=約132円、1USD=約112円、1元=約18円、1KRW=0.10円、1NZD=約83円。(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

欧州排出量取引制度(EU-ETS) 1/2

- 世界最大の排出量取引制度で、EUの中長期の削減目標達成に向けた主要な施策。現在第3フェーズ。
- 2005年の導入以降、EUのCO2排出量は減少。GDPとCO2のデカップリングが進んでいる。

EU-ETSの制度概要(現行:第3フェーズ)

経緯

- 2005~2008年までの第1フェーズ、2008~2012年の第2フェーズを 経て、現在2013~2020年の第3フェーズ。対象部門・ガス・国は、 開始以降順次拡大。
- 第1・2フェーズでは、各国が割当計画を策定。過去の排出実績に基づくグランドファザリング方式による無償割当が中心。
- <u>第3フェーズから大きく制度を変更</u>。EU全体で排出枠が設定され、 オークションによる有償割当が排出枠全体の半分超。
- ・第4フェーズ(2021~2030年)の制度については、現在議論中。

対象

- ・ガス: CO2、N2O、PFCs
- ・部門:エネルギー、産業等合計11,000の固定施設、航空(欧州域内のフライト、600の航空会社)
- •カバー率:EU排出量の45%
- ・地域:31カ国(EU28カ国、アイスランド、リヒテンシュタイン、 ノルウェー)、スイスとのリンクについて合意

削減水準

- 固定施設: 2010年の割当総量から毎年1.74%ずつ減少
- 航空部門: 2004~2006年の平均排出実績の95%

割当方法

- 固定施設:発電部門は原則オークション、その他部門は段階的にオークションの割合を拡大。無償割当はベンチマーク方式。
- ・航空部門:ベンチマーク方式による無償割当が80%超。
- ・2019年から市場安定化リザーブを運用開始(詳細次ページ)。

柔軟性 措置

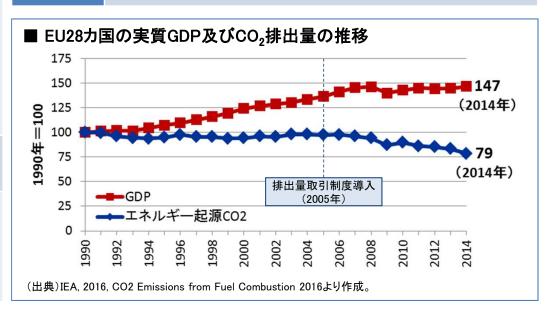
- ・バンキング:無制限に可能、ボローイング:可能。
- ・京都クレジットは、プロジェクトの種類と利用量に制限。

オークション収入

- 半分を気候変動対策に利用することが推奨されているが、 最終的には各国の裁量。
- 例)英国、デンマーク、スウェーデンは、一般会計。 ドイツは、省エネ・再エネの促進やエネルギー集約型産業の負担(電力価格の高騰等)の軽減に使途。 フランスは、住宅の省エネ改修費用等に使途。

価格

• 4.6EUR/トンCO2e(2016年12月時点、European Energy Exchange)



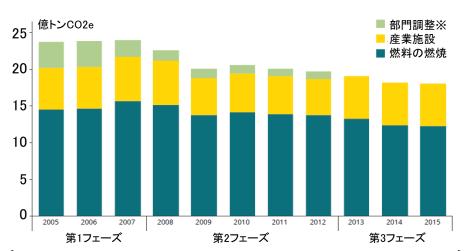
欧州排出量取引制度(EU-ETS) 2/2

- 対象の固定施設は、2005年の開始から2015年までの間に24%の排出量を削減。
- 排出枠の需給バランスを調整する新制度の導入(2019年~)や、削減水準の強化を計画中。

削減実績

■ EU-ETS対象固定施設のGHG排出量の推移

- 固定施設からの排出量は、2005年の23.8億トンに対し、2015年は、24%少ない18.0億トンであった。
- ほとんどの対象国において、固定施設からの排出量が減少した。
- 発電部門が削減に大きく貢献した。発電量の減少は僅かであったが、主に燃料構成の変化により削減を達成した。 (以上、欧州環境庁)



※ 2005年の制度開始以降、対象部門等が拡大しているため、時系列での比較に適したように、第3フェーズ(2013年~)の対象を、第1·2フェーズ(2005~2012年)に適用した場合の値を示している。

(出典) European Environment Agency(2016)「Trends and projections in the EU ETS in 2016」, p.26より作成。

課題と対応策・今後の方向性

課題①

排出枠需給と価格の安定性の確保

(背景)経済危機等により排出枠の余剰が発生し、排出枠価格が低迷

対応策 (制度改正 状況)

- 2019年1月より、排出枠の需給バランスを調整する新制度、市場 安定化リザーブ(Market Stability Reserve)を開始する。排出枠の 余剰時にオークション量から一部を控除し、不足の際はリザーブから 放出を行う。また、制度開始に先立ち、2014~2016年にも、オーク ション量から計9億トンの取り置きを実施。
- 第4フェーズ削減水準の年間減少率を、第3フェーズの1.74%よりも 強化する。欧州委員会は2015年7月に、2.2%とすることを提案。欧州 議会の環境委員会は2016年12月に、削減率を2.4%にすることで 合意。現在議論中。

効果・今後の 方向性

- ・欧州環境庁によれば、2014年からの排出枠取り置きを受けて、2015年は余剰排出枠が3億トン減少した。
- 今後の削減目標の強化等により、余剰排出枠が2029年には市場 安定化リザーブに全て吸収される見通し。

課題②

産業部門への無償割当の見直し

(背景)一部の業種において、無償割当量が排出量を上回る状況

対応策 (制度改正 状況) 第4フェーズでは、炭素リーケージのリスクの恐れのある業種のリストについて見直しを実施。また昨今の技術進展を考慮し、ベンチマークの値を定期的に更新。

(出典)欧州委員会「改正EU-ETS指令」、「EU ETS Handbook」、「Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2003/87/EC」、"Emission Spot Primary Market Auction Report 2016" (European Energy Exchangeウェブページ)、"EU Emissions Trading System (ETS) data viewer" (欧州環境庁ウェブページ)、"The EU Emissions Trading System (EU ETS)" (欧州委員会ウェブページ)、"Environment MEPs for a stronger EU carbon market" (欧州議会ウェブページ)より作成。

米国北東部州地域GHGイニシアチブ(RGGI)排出量取引制度

- 〇 米国北東部9州は、2009年に排出量取引制度を導入。制度のレビューを実施することで、排出枠の過剰 供給を是正する等、制度を改善しつつ実施。
- 他州の平均を上回るCO2排出削減を実現し、GDPと排出削減のデカップリングに成功している。

RGGI排出量取引制度の特徴(現行:第3フェーズ)

経緯

- ・ニューヨーク州知事の呼び掛けにより、北東部7州が覚書を締結し、 北東部地域 GHG イニシアティブ(RGGI)の実施を合意。2008年に 作成したモデル規則に基づき、2009年1月1日から排出量取引 制度を開始。
- ・現在の参加州は9州:コネチカット、デラウェア、メイン、メリーランド、 マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ロードアイラ ンド、バーモント(2016年8月時点)
- 2012年のプログラムレビューの結果、2014年以降の排出枠総量が 大幅に下方修正され、排出枠の過剰供給が是正された。

対象期間

- 第1遵守期間: 2009~2011年
- 第2導守期間: 2012~2014年
- 第3遵守期間: 2015~2017年
- 第4導守期間: 2017~2020年

対象

- 発電部門のCO2排出(設備容量2.5万kW以上の事業所)
- カバー率: 約20%

削減水準

- 第3導守期間(現行):88.7百万ショートトンCO2(2015年)~84.3百万 ショートトンCO2(2017年)(年率2.5%減少)
- (目標削減水準)2020年: 78.2百万ショートトンCO2

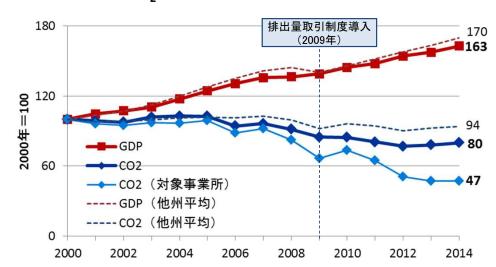
割当方法

各州の裁量。実態として、排出枠の約9割がオークションによって 割当てられている。

柔軟性
措置

- ・排出量の3.3%を上限として、オフセットクレジット等の外部 クレジットを利用可能
- 収入
- オークション・各州の裁量。共通で定められている4つのカテゴリ(省エネ・ 再エネ・その他排出削減策・電気消費者への対応)に主に使途 されている。
- 価格
- 3.55USD/ショートトンCO2(2016年12月7日実施の直近の オークション価格)

■ 実質GDP及びCO。排出量の推移



(注)「他州平均」は、排出量取引制度を実施するRGGIおよびカリフォルニア州を除いた州の平均値。 (出典)Bureau of Economic Analysis, Annual GDP by State, US Energy Information Administration, State Carbon Dioxide Emissions、RGGI Inc., Reports: Annual Emissionsより作成。

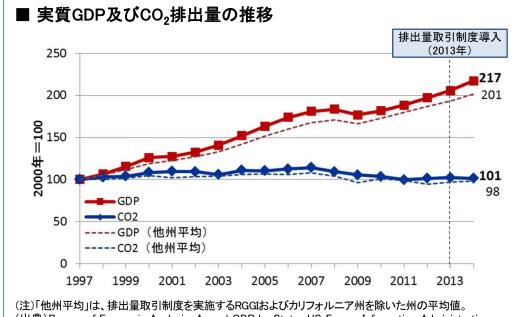
米国カリフォルニア州排出量取引制度

- カリフォルニア州は、2020年の排出削減目標達成に向け、2013年に排出量取引制度を導入。
- 2014年にカナダ・ケベック州とのリンクを開始。

カリフォルニア州排出量取引制度の特徴(現行:第2フェーズ)

経緯	 2006年、カリフォルニア州地球温暖化対策法(通称AB32)が成立、2020年までにGHG排出量を1990年レベルに削減する目標を設定。 2008年、排出量取引制度の実施を含む、AB32の達成に必要な政策手段を記載した気候変動計画(Climate Change Scoping Plan)を発表。 2013年、排出量取引制度を開始。 2014年、カナダのケベック州とリンク開始。
対象期間	第1遵守期間:2013~2014年第2遵守期間:2015~2017年第3遵守期間:2018~2020年
対象	 部門:発電・産業部門(2013年~)、燃料の供給事業者(2015年~)のうち、GHG年間排出量2.5万トンCO2e以上の事業者。 ※年間2.5万トンCO2e以下の事業者による自主的参加も可能。 カバー率:85%
削減水準	 第2遵守期間(現行):394.5百万トンCO2e(2015年)~370.4百万トンCO2e(2017年) 目標削減水準:334.2百万トンCO2e(2020年)
割当方法	無償割当:リーケージのリスクにさらされる産業(46種)、電力供給事業者、熱供給・水道事業者、天然ガス供給事業者オークション(下限価格有り):それ以外

柔軟性 措置	排出量の8%を上限として、オフセットクレジット等の外部 クレジットを利用可能
オークション 収入	・州政府発行の排出枠のオークション収入は、Greenhouse Gas Reduction Fund(GGRF)に入る。各部門の低炭素化 プロジェクト等に使途。
価格	• 12.73USD/トンCO2(2016年11月15日実施の直近の オークション価格)



(注) 他州平均」は、排出量取引制度を実施するRGGIおよびカリフォルニア州を除いた州の平均値。 (出典) Bureau of Economic Analysis, Annual GDP by State、US Energy Information Administration, State Carbon Dioxide Emissionsより作成。

カナダ(ケベック州・オンタリオ州・連邦カーボンプライシング提案)

- ケベック州が2013年に排出量取引制度を導入。2017年にオンタリオ州が排出量取引制度を導入。
- 連邦カーボンプライシング提案に基づき、2018年までに全ての州・準州が炭素税又は排出量取引制度を導入。

	ケベック州排出量取引制度	オンタリオ州排出量取引制度
経緯	 2009年に定めたGHG削減目標(2020年までに 1990年比で20%減)を達成するため、2013年に排出量取引制度を導入。 2014年、カリフォルニア州(加州)とリンク開始。 	 2016年に定めたGHG削減目標(2020年までに 1990年比で15%減、30年に37%減、50年に80% 減)を達成するため、2017年に排出量取引制度を 導入。 2018年、ケベック州、加州とリンク開始。
対象期間	第1遵守期間:2013年~2014年第2遵守期間:2015年~2017年第3遵守期間:2018年~2020年	第1遵守期間:2017年~2020年第2遵守期間:2021年~2023年
対象	 部門:発電・産業部門(2013年~)、輸送・暖房用燃料の供給事業者(2015年~)のうち、GHG年間排出量2.5万トンCO2e以上の事業者。 カバー率:85% 	 部門:GHG年間排出量2.5万トンCO2e以上の工場・天然ガス供給事業者、年間200L以上販売する燃料供給事業者、及び電力輸入者。 カバー率:82%
削減水準	 第2遵守期間(現行):65百万トンCO2e(2015年)~ 61百万トンCO2e(2017年) 目標削減水準:54.74百万トンCO2e(2020年) 	第1遵守期間:142百万トンCO2e(2017年)~125百万トンCO2e(2020年)
割当方法	無償割当:製造業、採鉱及び採石、産業用蒸気 および冷暖房供給等オークション(下限価格有り)/政府から排出枠を 固定価格で購入:それ以外の部門	・無償割当:年間2.5万トンCO2e以上排出する工場・オークション(下限価格有り):それ以外の部門
柔軟性 措置	排出量の8%を上限として、オフセットクレジット等の外部クレジットを利用可能	• 排出量の8%を上限として、オフセットクレジット等の外部クレジットを利用可能
オークション 収入	• Green Fundに入り、2020年目標達成に向けた 取組み(省エネ等)に充当。	• Greenhouse Gas Reduction Fundに入り、GHG 削減策(省エネ等)に充当。

連邦カーボンプライシング提案

- 2016年3月のVancouver Declarationを 踏まえ、連邦政府は2016年10月、 連邦カーボンプライシング提案(Pan-Canadian Approach to Pricing Carbon Pollution)を発表。
- 国内全ての州・準州は、
- ▶ 2018年までに明示的な価格ベース システム(炭素税)、又はC&T(排出量 取引制度)を導入
- ▶ 炭素税の場合、1トンCO2当たりの 炭素価格を少なくとも10CAD(2018年) ~50CAD(2022年)に引上げ
- ➤ 排出量取引制度の場合、(i)連邦GHG 削減目標と同等以上の2030年削減 目標を制定、(ii)少なくとも2022年まで キャップを引下げ(炭素税の下で計算 される削減量と同等以上)
- ▶ 歳入は州・準州に帰属
- ▶ 2018年までに制定しない州・準州に 対しては、連邦政府バックストップ (炭素税)を適用

中国排出量取引制度パイロット事業

〇 中国では、第12次5カ年計画の市・省別排出削減目標の達成及び全国制度の準備を目的として、2013~2014年にかけて、排出量取引制度のパイロット事業を2省5市(北京市、上海市、広東省、湖北省、深セン市、天津市、重慶市)で開始。

	北京市	上海市	広東省	湖北省	深セン市	天津市	重慶市
経緯	・2011年10月、国家発展改革委員会は、炭素排出権取引のモデル都市として2省5市を規定。・2013年6月~2014年6月にかけて、2省5市で排出量取引制度のパイロット事業を開始。						
対象期間	・制度開始時点では	2015年までの予定で	あったが、北京市や上	:海市を中心に複数の	市・省で2016年以降の	の継続が決定されてし	いる。
対象ガス	· CO ₂	• CO ₂	• GO ₂	• GO ₂	• GO ₂	• CO ₂	• GHG6ガス
対象要件	【産業・業務部門】 ・5千トンCO ₂ 以上	【産業部門】 ・2万トンCO ₂ 以上 【業務部門】 ・1万トンCO ₂ 以上	【産業部門】 ・2万トンCO ₂ 以上 ・エネルギー消費 量1万トン標準炭 以上	【産業部門】 ・エネルギー消費 量6万トン標準炭 以上	【産業部門】 ・3千トンCO ₂ 以上 【業務部門】 ・床面積1万m ² 以上 の公共ビル等	【産業・業務部門】 ・2万トンCO ₂ 以上	【産業部門】 ・2万トンCO ₂ 以上
カバー率	• 40%	• 50%	• 55%	• 35%	• 40%	• 60%	• 40%
削減水準 (2015年目標)	地域総生産当たり 原単位18%削減	地域総生産当たり 原単位19%削減	地域総生産当たり 原単位19.5%削減	地域総生産当たり 原単位17%削減	地域総生産当たり 原単位21%削減	地域総生産当たり 原単位19%削減	地域総生産当たり 原単位17%削減
割当方法	• 全て無償割当	・全て無償割当	割当総量の0.5~ 3%は有償割当残りは無償割当	・全て無償割当	・全て無償割当	・全て無償割当	・事業者の申告に 応じて無償割当
柔軟性措置 (国内オフセットクレジット上限)	・割当量の5%以下	・割当量の5%以下	・割当量の10%以下	・割当量の10%以下	・割当量の10%未満	・割当量の10%以下	・割当量の8%以下
オークション収入	• 明記されていない						
価格 (2017/1/3時点)	・51.36元/トンCO ₂	・28.70元/トンCO ₂	• 14.27元/トンCO ₂	• 18.90元/トンCO ₂	• 33.56元/トンCO ₂	• 15.05元/トンCO ₂	• 15.65元/トンCO ₂

中国全国排出量取引制度

〇 中国では、2省5市のパイロット事業の成果を踏まえ、中国全土を対象とした排出量取引制度が2017年中に 開始される予定。

中国全国排出量取引制度の概要

経緯	 2014年12月、国家発展改革委員会が、本制度の管理体系を規定する 行政法規(炭素排出権取引管理暫定弁法)を制定。 2015年9月、米中首脳声明において、2017年より全国排出量取引制度 を開始する 旨を公表。 2016年1月、制度の対象(ガス・要件)を設定し、地方政府に対象事業 者リストや排出量データ等の提出を求める通知を発出。
期間	・2017年中に開始(予定)。
対象	 ガス: CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆ 要件:8業種(石油化学、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、電力、航空)のうち、2013~2015年の任意の年間エネルギー消費量が1万トン標準炭以上の事業者。 カバー率: 不明(総事業者数は約7,000程度、総排出枠は30~50億トンCO₂eとなる見込み)
削減水準	国や地方政府の温室効果ガス削減目標、経済成長、産業構造等を 総合的に判断し決定。
割当方法	・導入初期は無償割当を主とし、段階的に有償割当を導入。
オークション収 入	• 中国国内の排出削減やキャパシティビルディングの促進に活用。
柔軟性措置	・導入初期のクレジットは排出割当枠と中国認証排出削減量(CCER) とし、その他の外部クレジットを適時追加。

(参考1)第13次5ヵ年計画における温室効果ガス削減目標

- ■中国全体: 2020年までにGDP当たりCO₂排出量18%減(2015年比)
- ■地方政府: 2020年までの総量削減目標(2015年比) (発展段階を考慮して設定)

直轄市・省・自治区	削減目標
北京市、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、 山東省、広東省	20.5%
福建省、江西省、河南省、湖北省、重慶市、四川省	19.5%
山西省、遼寧省、吉林省、安徽省、湖南省、 貴州省雲南省、陝西省	18.0%
内モンゴル、黒龍江省、広西チワン族自治区、甘粛省、 寧夏回族自治区	17.0%
海南、チベット、青海、新疆	12.0%

(参考2)中国認証排出削減量(CCER)について

■概要: 中国国内の排出削減・吸収活動から生じた削減量をクレジット

化したもの。

中国国内外、企業、団体、個人を問わず取引可能。

■実績: 2016年6月30日時点で725プロジェクトが承認され、

うち162プロジェクトで計3,726万トン分のクレジットが発行され

ている。

■価格: 2.65USD/トンCO₂(上海環境エネルギー取引所)

韓国排出量取引制度(K-ETS) 1/2

- 韓国は、2015年1月より排出量取引制度を導入。
- 〇 2016年5月の法改正により、制度の管轄を環境部から企画財政部に移管した上で、排出量算定等の実施 を産業通商資源部、環境部、国土交通部、農林畜産食品部の4部で行う体制に変更。

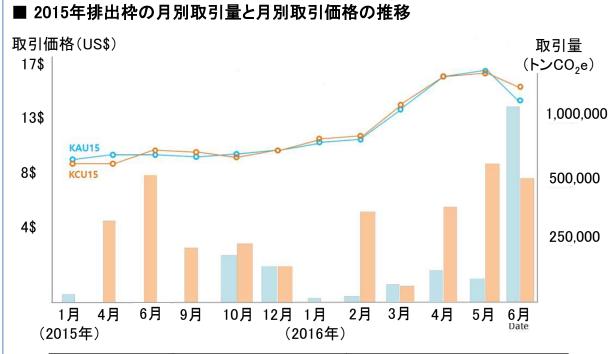
韓国排出量取引制度の概要

糸	圣緯	達成のため、 <u>2015年</u> ・2016年5月、排出量取 管轄を環境部から <u>企</u>	消滅目標(2020年までにBAU比30%減) 1 月に排出量取引制度を導入 。 取引制度に関する法律を改正。 <u>画財政部</u> へ移管した上で、排出量算定等 こ応じて 4部 で行うこととした。	削減水準	遵守期間内の割当総量を固定した上で、期間内の各年の 割当量を直線的に減少するように設定。 第1フェーズは年2%ずつ減少(2015年:5.73億トン、2016年:5.62億トン、2017年:5.51億トン)。
		部 産業通商資源部 環境部 国土交通部 農林畜産食品部	部門·業種 産業部門、発電部門 廃棄物部門 輸送部門、建設業 農業部門、食品業	割当方法	 無償割当: (第1フェーズ)100%、(第2フェーズ)97%、(第3フェーズ)90%。航空、セメント、石油精製はベンチマーク方式、その他の業種はグランドファザリング方式。 第2フェーズ以降の有償割当の詳細は今後決定(予定)。
其	<u></u> 月間	・第1フェーズ:2015~2 ・第2フェーズ:2018~2 ・第3フェーズ:2021~2	2017年 2020年	■ 柔軟性措置 -	 排出枠の10%を上限として、国内のオフセットクレジット(KCU)の使用を利用可能。 外部クレジットは、第3フェーズ以降において排出枠の50%を上限として、利用可能とする予定。 バンキング:年度、計画期間をまたいで可能。
文	対象		、HFCs、PFCs、SF ₆ ^Z 均CO ₂ 排出量が、以下のどちらかの要件		• ボローイング: (第1フェーズ)排出枠の20%、(第2フェーズ 以降)排出枠の10%。
		に該当する事業者 (i) 12万5千トンCO ₂ 以上の事業者 (ii) 2万5千トンCO ₂ 以上の事業所を有する事業者		オークション 収入	・温室効果ガス削減設備の導入、省エネ技術の開発、中小企業 の支援などに活用。
		・カバー率: 68%		価格	• 約17,127KRW/トンCO ₂ (2016/12/29時点)

韓国排出量取引制度(K-ETS) 2/2

- 2015年排出枠は、2016年6月末まで取引され、オフセットクレジットを含め取引量は約440万トン。
- 〇 排出枠の供給不足に対し、ボローイングの上限引上げや政府リザーブによる供給等、柔軟性 措置を実施。

取引実績



クレジット名(注)	取引量(万トンCO ₂ e)	取引総額(百万ウォン)
KAU	176	28,510
KCU	264	42,770
合計	440	71,280

(出典)IETA「Republic of Korea The World's Carbon Markets: A Case Study Guide for Practitioners (September 2016)」

課題と対応策・今後の方向性

課題

- 初期割当量を巡り対象事業者243社が異議 申立て。一部は行政訴訟に発展。 (割当算定の基準となったGHG排出量の将来 予測と実績値との乖離等を理由に)
- ・割当量(キャップ)が厳しく、余剰排出枠が少ない ため、市場の流動性が低い。
- 事業者の間では、状況を見極めようとする動きが 見られ、取引を行う事業者が少ない。

対応策・ 今後の方向性

- ・40社の初期割当に対する異議を認め、政府 リザーブから670万トンの追加割当を実施。
- ・クレジットの供給不足に対し、様々な柔軟性措置 を実施。取引量は増加し、取引価格は比較的 高い水準で安定。

年月	柔軟性措置の内容
2016.5	ボローイングの上限を第1フェーズに限り、
	10%から20%に引上げ。
2016.6	政府リザーブから排出枠を90万トン供給。
2016.10	国内オフセットクレジットを100万トン承認。

• 2016年7月、EU-ETSと共同プロジェクトを立上げ。 第1フェーズの運用や第2フェーズの展開に焦点 を当てた取組みを実施予定。

(注)KAU(Korea Allowance Unit)は、K-ETS対象企業に割り当てられた排出枠。KCU(Korea Credit Unit)は、KOC(Korea Offset Credit)から変換されたクレジットであり、対象企業の間でのみ韓国取引所を通じて取引され、 各企業は削減目標に適用できる。KOCは、K-ETS対象外の企業も創出可能なオフセットクレジットであり、韓国取引所では取引できず、各企業の削減目標には適用できない。

(出典)韓国政府環境部「온실가스 배출권 670만KAU, 예비분에서 추가적 할당」、韓国取引所「[공지]온실가스 배출권 정부 예비분 공급 공고」、韓国政府企画財政部「온실가스 배출권거래제, 신규 배출권 100만톤 시장에 공급」、韓国政府企画財政部「EU-Korea Emissions Trading System cooperation project launches a series of activities to benefit Korean businesses」、Seonghee Kim(2016)「韓国の排出量取引制度の現状と今 1 9 後の課題」より作成。

ニュージーランド排出量取引制度(NZ-ETS)

- 2008年制度開始。6ガスを対象とし、農業起源以外のほぼ全てのGHG排出を対象に含める。
- 2030年のGHG削減目標(NDC)を踏まえ、制度改正に向けたレビューを実施中。

NZ-ETSの制度概要

経緯

- ・2008年に森林部門を対象に排出量取引制度を開始。
- 2010年に液体化石燃料部門、発電部門、産業プロセス部門、 2013年に合成ガス部門、廃棄物部門を対象に追加。これらの部門 はETS参加前に、排出量報告義務を負う期間を経ている。
- 2030年のGHG削減目標を踏まえ、制度改正に向けたレビューを 2015~2016年に実施。2017年半ばに方針決定の見通し。

対象

- ・ガス: CO2、CH4、N2O、HFCs、PFCs、SF6
- 義務的参加者:森林(1989年以前)、液体化石燃料、発電、産業 プロセス、合成ガス、廃棄物
- 自主的参加者: 森林(1990年以前)、義務的参加者から化石燃料を 購入する事業者等
- カバー率: 52%(排出量報告義務を負う農業部門を含めると98%)

削減水準

• 総量規制がなされておらず、排出に応じた排出枠の償却が求められているのみ。実施中のレビューにおいて、総量規制の導入について検討中。

割当方法

- ・炭素リーケージの恐れのある産業部門に対し、ベンチマーク方式 で無償割当を設定。森林部門にも無償割当。
- オークションを通じた割当は行われていないが、レビューにおいて、 実施を検討中。
- ・固定価格(25NZD/トンCO2e)において排出枠購入可能。

柔軟性 措置

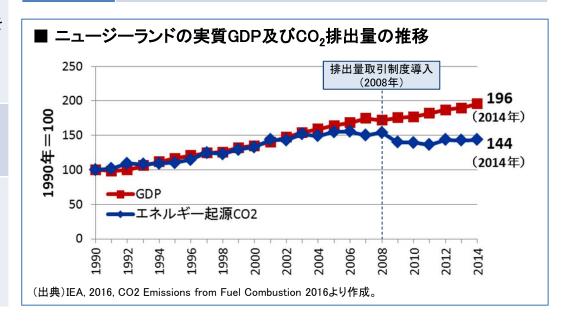
- ・バンキング:可能、ボローイング:不可
- ・京都クレジットによる償却が認められていたが、2015年7月より禁止。
- ・排出枠償却義務の半減措置が実施されていたが、2017年から2019年にかけて段階的に廃止。

オークション収入

・現在オークションは実施されていない。

価格

• 17.4NZD/トンCO2e(2017 年1月時点、omf marketsデータ)



(参考)為替レート: 1NZD=約83円(2014~2016年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)「Climate Change Response (Emissions Trading and Other Matters) Amendment Act 2012」、NZ環境省(2015)「New Zealand Emissions Trading Scheme Review 2015/16」、"About the New Zealand Emissions Trading Scheme review 2015/16"(NZ環境省ウェブページ)、NZ環境保護庁(2015)「2015 Emissions Trading Scheme Report」、omf marketsウェブページより作成。

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 1/2

- 〇東京都は、2010年4月より排出量取引制度を導入。事業所自らの省エネ対策での排出削減を 第一として、排出量取引を総量削減義務の補完的手段と位置付けている。
- 第一計画期間(2010~2014年度)では、全対象事業所が総量削減義務を遵守。

東京都排出量取引制度の概要

経緯	 ・2008年6月、環境確保条例改正案が東京都議会にて可決。 2010年4月より制度開始。 ・2015年4月より第二計画期間に移行。 ・2016年9月末、第一計画期間の義務履行の期限を迎え、 全対象事業所が総量削減義務を遵守。
期間	第一計画期間:2010~2014年度第二計画期間:2015~2019年度
対象	 ガス:燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂ 要件:3か年度連続で、燃料、熱、電気の使用量が年間合計 1,500kL以上(原油換算)の事業所 カバー率:都内排出量の約20%
削減水準	・第一計画期間:基準排出量比8%または6%削減 ・第二計画期間:基準排出量比17%または15%削減
割当方法	・全て無償割当。
オークション 収入	• 無し

	「都 クレ ・バン	3クレジットとして、「都内中小クレジット」「再エネクレジット」 外クレジット(義務削減量の1/3を上限とする)」「埼玉連携 ジット」を利用可能。 ・キング∶次の計画期間にのみ可能 ーイング∶不可
--	-----------------	---

価格	査定価格: 1,000~2,000円/トンCO₂
(2016年11月時点)	※標準的な取引で想定される約定価格の推算値であり、実際の 取引価格と乖離する可能性がある。

リンク ・2010年9月、埼玉県と連携協定を締結。超過削減量および 中小クレジットの相互利用が認められている。

(参考)第一計画期間における削減義務達成手段と活用クレジットの内訳

取引を利用して義務達成 【124事業所】 削減義務に不足した量 192.7千トンCO₂ 自らの省エネ対策に より義務達成 【1,262事業所】 削減義務量以上に 削減した量 10.080千トンCO₂

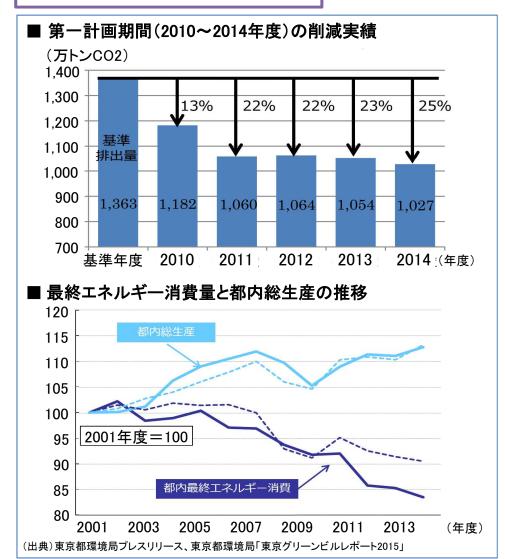
種類	取引量 (千トンCO ₂)
超過削減量	160.7
都内中小クレジット	0.2
再エネクレジット	23.7
都外クレジット	0.7
埼玉連携クレジット	4.7
その他ガス削減量	2.7
合計	192.7

(出典)東京都環境局「全ての対象事業所が第一計画期間のCO2総量削減義務を達成しました」

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 2/2

〇 第一計画期間では、5年間で合計約1,400万トンの排出削減を実現。また、都全体で全国平均を 上回る最終エネルギー消費削減を実現し、都内総生産とのデカップリングに成功。

削減実績



課題と対応策・今後の方向性

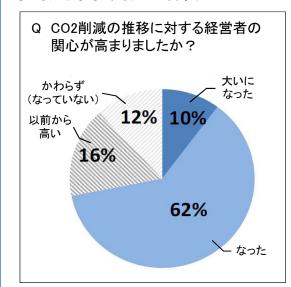
課題

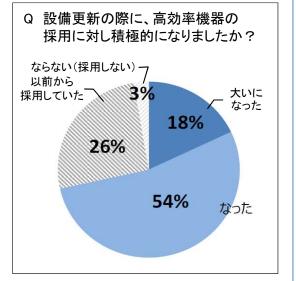
・第二計画期間における全事業所の義務履行に向け、制度を 着実に運用

対応策・ 今後の方向性

・平成26年度の排出量が維持されると仮定した場合、多くの事業所 が自らの削減対策で義務を達成する見込み (7割以上の事業所 が平成26年度に第二計画期間の削減義務率以上の削減を達成)

(参考)対象事業者の意識変化



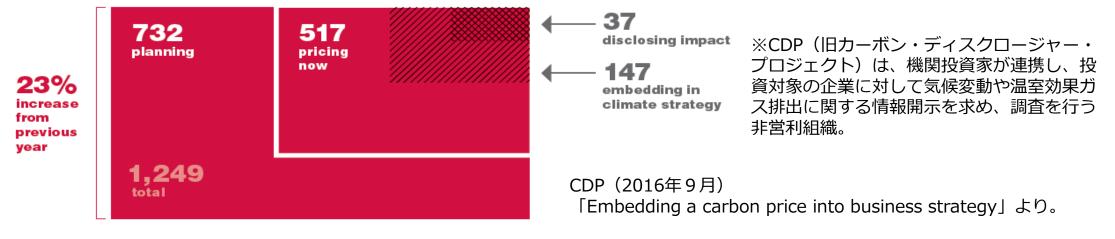


(出典)東京都環境局「東京都の総量削減義務と排出量取引制度に関するアンケート(平成26年10~11月実施)」

社内カーボンプライシング導入の動き

社内カーボンプライシングを導入する企業が急速に増加。CDP*に対して社内カーボンプライシングを「導入している」「2年以内に導入予定」と回答した企業は、世界全体で1,249社(2015年比で23%増加)。

Corporate carbon pricing: 2016 in numbers



• 日本企業について見た場合、「導入している」「2年以内に導入予定」と回答している企業は以下のとおり(提供:CDP)。

カーボンプライシングを導入していると回答している日本企業(54社)の例

トヨタ自動車、日産自動車、日本特殊陶業、ベネッセホールディングス、マツダ、花王、雪印メグミルク、ローソン、JXホールディングス、SOMPOホールディングス、 大東建託、野村ホールディングス、みずほファイナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、森ビル、アステラス製薬、IHI、川崎汽船、コクヨ、大成 建設、大日本印刷、TOTO、東日本旅客鉄道、キヤノン、シチズンホールディングス、日本電気、日立製作所、ヒロセ電機、富士フイルムホールディングス、ローム、 宇部興産、JSR、住友化学、デンカ、東洋インキSCホールディングス、日立化成、三井化学、NTTドコモ、KDDI、大阪ガス、東京ガス、東京電力ホールディングス

現在導入していないが、2年以内に導入予定と回答している日本企業(37社)の例

アシックス、電通、ニコン、パナソニック、本田技研工業、丸井グループ、資生堂、日本ハム、国際石油開発帝石、オリックス、セブン銀行、大和ハウス工業、東京海上ホールディングス、第一三共、鹿島建設、清水建設、住友重機械工業、古河電気工業、コニカミノルタ、TDK、野村総合研究所、富士通、ブラザー工業、リコー、信越化学工業、日東電工、レンゴー

カーボンプライシングリーダーシップ連合(CPLC)

- 2015年12月のCOP21において発足したカーボンプライシングリーダーシップ連合(CPLC: Carbon Pricing Leadership Coalition)は2015年11月に発足したカーボンプライシングの導入を推進する国際的な連携枠組み。
- 2015年10月、上記連合の活動を後押しするため、炭素価格付けパネル(Carbon Pricing Panel)が新たに設置された。

カーボンプライシングリーダーシップ連合の概要

- ▶ 2014年9月の国連気候サミットにおいて、74の国と1000以上の企業が炭素価格付けに対する支持を表明したことを受け、組織された。
- ▶ 2015年12月のCOP21において正式に発足、当時は21の政府(国および州)、90以上の機関・企業が参加。2016年9月現在、26ヶ国・州、114企業、34戦略機関が参加。石油メジャーも多数参加。
- ▶ 炭素価格付けに関する国と企業の協力を促進することを目的とし、企業及び世界経済における炭素価格付け制度の実施を支援する活動を行う。活動方針は、①先進的なカーボンプライシングの事例を蓄積・共有し、参加国のカーボンプライシングの仕組みをより効果的にする、②企業の支持を獲得する、③ダイアログを通じて最新の知見を共有し合うの3点。
- ▶ <u>世界全体の排出量のうちカーボンプライシングがカバーする割合の成果目標を設定</u>することを検討中。各国のカーボンプライシング施策の実施状況について、CPLCの会合において定期的に進捗を報告する。

ı	国·州	カナダ(アルバータ州、BC州、オンタリオ州、ケベック州、北西準州)、カリフォルニア州、英国、ドイツ、フランス、フィンランド、イタリア、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、チリ、コートジボワール、コロンビア、エチオピア、カザフスタン、メキシコ、モロッコ、日本
	国際機関等	UNFCCC、UNEP、The Global Compact、IMF、OECD、WRI、WWF、World Bank Group、IETA、WBCSD、We Mean Business、Japan-CLP 等
	企業	BHP Billiton、BP、BT Group、EDF、Enel、Eni、Nestle、Philips、PG&E、Schneider Electric、Statoil、Shell、Tata Group、 Total、Unileve 等

カーボンプライシングに関する提言等

- カーボンプライシングは「三重の配当」をもたらす施策である。※1
 - カーボンプライシングは、①環境に良い影響をもたらし、②政府に収入をもたらし、経済に歪みをもたらす税の軽減に寄与し、③低炭素技術の普及とエネルギー効率の向上に必要な投資とイノベーションを促進する。
- <u>カーボンプライシングは国際的な気候変動目標の達成を大きく加速させるだろう。</u>

(世界銀行 キム総裁) ※1

● 気候変動政策の実施を支持する先見的な企業は勝者となるだろう。

(Royal DAM社 セイベスマCEO) *1

(※1) Carbon Pricing Leadership Coalition「Carbon Pricing Leadership Coalition: Official Launch Event and Work Plan」(2016年1月29日)より抜粋。 (出典) Carbon Pricing Leadership Coalition(2015)「Carbon Pricing Leadership Coalition: Official Launch Event and Work Plan」、Carbon Pricing Leadership HP「Leaders Unite in Calling for a Price on Carbon」、「Co-Chairs' Communiqué Carbon Pricing Leadership Coalition Inaugural High Level Assembly」、「CARBON PRICING LEADERSHIP COALITION: 1ST MAJOR SUCCESS AT COP21」等より作成。

企業による炭素価格導入に関する提言1/2

- 2015年5月、欧州石油・ガス6社が、各国政府と国連に対し炭素価格の導入拡大を求める提言を提出。
- 2015年10月、世界の大企業14社が、COP21に先立ち、各国に炭素価格の導入を求める提言を発表。

欧州石油・ガス6社※による提言の概要

※参加企業は、BGグループ(英国)、BP(英国)、エニ(イタリア)、ロイヤル・ダッチ・シェル(オランダ)、スタトイル(ノルウェー)、トタル(フランス)の6社。

提言

- 未だ導入例のない国・地域において、炭素価格を導入すること
- 各国のシステムを統合する国際的な枠組みを創設すること

提言の詳細

- ▶ 我々は、現状の温室効果ガス排出量のトレンドでは2°C目標を達成できないと認識している。世界の主要な石油・ガス企業として、我々はエネルギー需要に対し、より少ないCO。排出量で対応しなければならない。
- ▶ 我々は企業独自の「シャドウプライス」を炭素に付与することで、適切な炭素価格について模索してきた。しかし、各国政府が 我々のような取組を推進しなければ、炭素の価格付け制度が持続可能なものにはならない。未だ炭素価格を導入していない 国・地域があるということは、企業の意思決定にとって不確実な要素である。
- ▶ 我々は、炭素価格付けにおいて多くの知見を有しており、国連や各国と公開対話の機会を設け、情報交換を行うこと、低炭素 社会の構築に向けた役割を担うこと等が可能である。
- ▶ 炭素価格付け制度は我々にとり負担となるが、炭素価格付けが将来の投資へのロードマップを明確にし、地理的要因に囚われず世界のエネルギー資源を公平化し、より持続可能な将来の担保につながると考えている。
- ▶ 炭素価格付けは低炭素技術の開発を促すものであり、最もコスト効率的な炭素排出削減を実現するものである。

大企業14社※による提言の概要

** Center for Climate and Energy Solutionsの主導により、 Alcoa(アルミニウム)、Alstom(製造業)、BHP Billiton(鉱業)、BP(石油)、Calpine(発電)、HP(情報通信)、Intel(半導体)、LafargeHolcim(建設)、National Grid(電力供給)、PG&E(電力供給)、Rio Tinto(鉱業)、Schneider Electric(インフラ)、Shell(石油)、Siemens(製造業)の14社が参画。

提言

■ 炭素価格付けの導入促進による民間企業の支援、リスク低減を行うことを求める

提言の詳細

長期的な政治シグナルの提示や透明性の確保、競争力の確保への配慮などの政策を環境の観点を取り入れながら実践していくために、各国に対し国際的な炭素市場を選択するよう要求する。この要求は、コスト効率的な排出削減を進めるために不可欠なツールである国際的な炭素市場の拡大や信頼性の向上につながるだろう。

企業による炭素価格導入に関する提言2/2

○ 日本気候リーダーズ・パートナーシップ(Japan-CLP)は、日本の政策立案者および企業や社会に対して、 炭素価格付け等のインセンティブを与えることで、グリーン経済への移行を進めるべきと提言している。

炭素価格付けに関連する提言

■ 大幅な温室効果ガスの削減を実現し得るような炭素の価格付けを進めるべき。

(Japan-CLP, 2015年3月2日, 「日本の気候変動政策に関する政策提言」)

- ▶ グリーン経済へ移行すべく、「排出にはコストを、削減には利益(価値)を付与すること(炭素の価格付け)」を進めるべき。 体的には、炭素税、排出量取引等の手段について検討し、大幅な温室効果ガスの削減を実現し得るような炭素の価格付けを進める べき。
- ▶ 制度設計においては、日本の状況、影響を受ける産業セクター、国際競争力及び政策コスト等を考慮し、例えば炭素税を導入するならば、現在の温暖化対策税のように税収を補助金等で使用することによって温暖化対策を行うものでなく、企業や市民による自主的な低炭素社会への行動を促すものとすべき。
- 炭素の価格付けに加え、情報の周知や前向きな規制等を組み合わせ、実質的なグリーン市場の拡大を政策的に進めるべき(例:住宅省工之基準の大幅強化等)。また、再生可能エネルギーは低炭素社会を実現するための重要なドライバーの1つであり、再生可能エネルギーの導入目標を早急に定め、系統強化、規制の合理化、コスト低減を図る技術開発などを進め、着実に導入量の増加を図るべき。
- 企業の脱炭素化への挑戦を導くためには、脱炭素化活動に経済価値が見出せる新しい経済システムへの転換が必要である。炭素への価格付けが有効な気候変動政策となりうる。 投資家や顧客からの正当な評価の基に、企業による技術革新やイノベーションの活発化が期待できる。

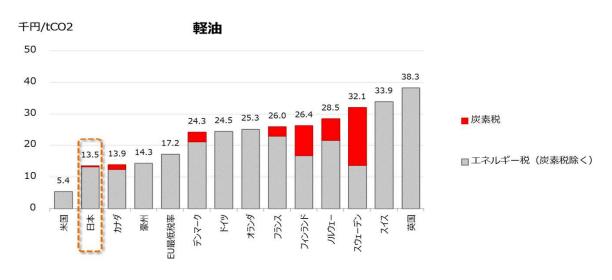
(Japan-CLP, 2016年10月5日, 「COP22に向けた要望書」)

エネルギー課税の税率国際比較

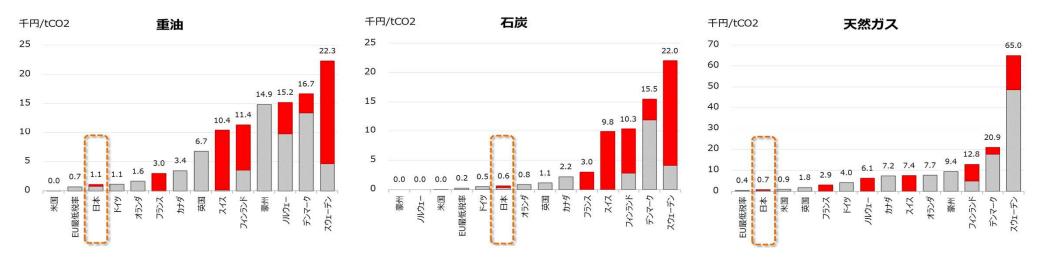
CO₂排出量1トン当たりのエネルギー課税の国際比較

輸送用燃料





<u>産業用燃料</u>



(注1)税率は2016年3月現在(ただし、日本の地球温暖化対策のための税は平年度(平成28年4月以降)の税率である。)。

(注2)ガソリンは交通用・無鉛、軽油は交通用、重油・石炭・天然ガスについては産業用(加熱用)を前提としている。EU最低税率はEU指令(Council Directive 2003/96/EC)によって定められている。

(注3)オランダの天然ガスは年間消費量等によって税率が異なる。

(注4)米国のガソリン・軽油はニューヨーク州税も加味。カナダのガソリン・軽油・重油・天然ガスはブリティッシュ・コロンビア州(BC州)の税制も加味。

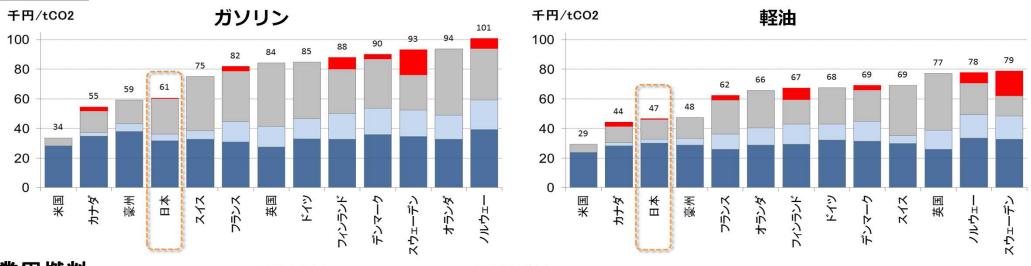
(備考1)各国政府資料の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ハ)・0.65(kg/㎡)を、石炭・天然ガスについては「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」による係数 25.7(GJ/t)・43.5(MJ/㎡)を用いて単位をそろえている。原油・石油製品に対して課税されている場合におけるガソリン、軽油及び重油の税率は、同令による「原油」の係数を用いて換算している。

(備考2)為替レート:1USD=約108円、1CAD=約95円、1AUD=約94円、1GBP=約171円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円、1NDK=約16円、1CHF=約116円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行) (備考3)エネルギー課税の固有単位当たり税率を、「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)を用いて、CO2排出量当たりに換算している。

エネルギー価格および税率の国際比較

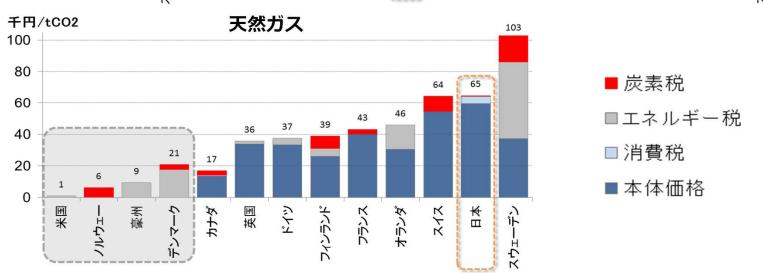
CO₂排出量1トン当たりのエネルギー価格および税率の国際比較

輸送用燃料



産業用燃料

※点線網掛けの国(米国、ノルウェー、 豪州、デンマーク)は、出典中に天然 ガス価格および消費税のデータがな いため、炭素税およびエネルギー税 率のみ掲載。



(注1)本体価格(ex-tax)及び消費税(Goods and Services tax、Value Added Tax)は、IEA, 2015, Energy Prices and Taxes Quarterly Statistics, Fourth Quarter 2015の値。但し、ガソリン・軽油は2015年第2四半期と第3四半期の平均値、 天然ガスは2014年の値を採用。なお、天然ガスの消費税率はカナダと日本を除き、還付措置が取られている。

(注2)炭素税率及びエネルギー税率は、各国資料等を基にみずほ情報総研作成。税率は2016年6月時点。なお、産業用燃料のうち、重油と石炭については、データが得られる国が限られるため、掲載していない。ガソリンは交通用・無鉛、軽油は交通用、天然ガスについては産業用を前提としている。オランダの天然ガスは年間消費量等によって税率が異なる。米国のガソリン・軽油はニューヨーク州税も加味。カナダのガソリン・軽油・重油・天然ガスはブリティッシュ・コロンビア州(BC州)の税制も加味。 (備考1)為替レート:1USD=約108円、1CAD=約95円、1AUD=約94円、1GBP=約171円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円、1NDK=約16円、1CHF=約116円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行) (備考2)各国政府資料の税率を基に、天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m²)を、天然ガスについては「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」による係数25.7(GJ/t)・43.5 (MJ/m²)を用いて単位をそろえている。

(備考3)エネルギー課税の固有単位当たり税率を、「特定排出者の産業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)を用いて、CO2排出量当たりに換算している。

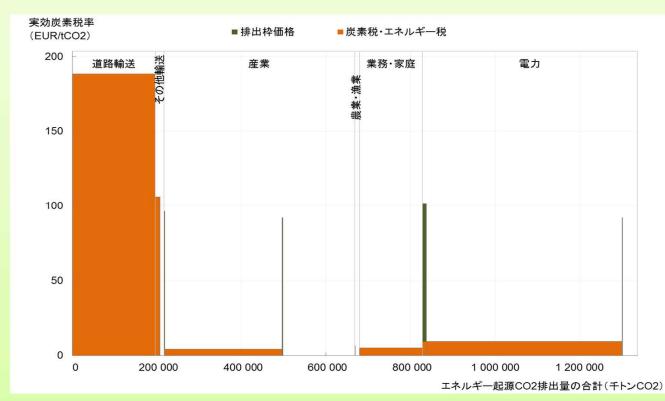
OECD(2016)「Effective Carbon Rates」における日本の取組の概要

〇日本では、30EUR/tCO2以上で課税されるエネルギー起源CO2排出量は16%のみであり、その大部分は、道路輸送部門からの排出である。

OECD(2016)「Effective Carbon Rates」における日本の取組の概要

分析結果

- 日本の実効炭素税率は主に炭素税・エネルギー税によるもので、対象は道路輸送部門に偏っている。
 - ▶ エネルギー起源CO2排出量の83%に対して課税がされているが、30EUR/tCO2以上は16%にとどまり、その大部分は道路輸送部門に対するもの。
 - ▶ 東京都及び埼玉県で排出量取引制度が実施されているが、日本全体の排出量に占める割合は小さい。



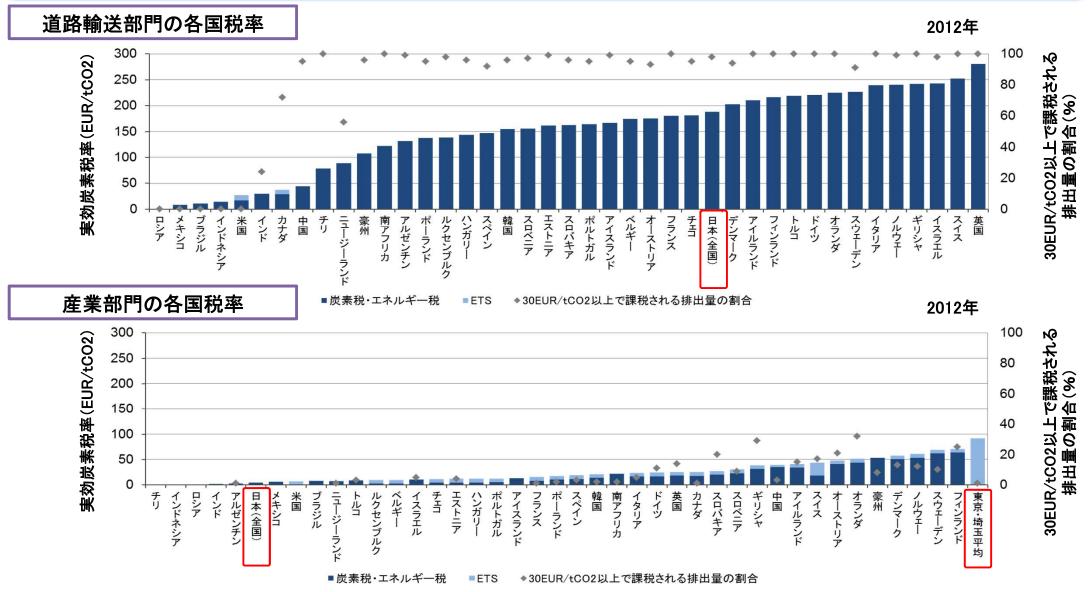
(参考)30EUR/tCO2以上で課税されている 各国のエネルギー起源排出量の割合

国名	割合(%)
米国	0
中国	8
日本	16
オーストラリア	20
カナダ	20
英国	29
フランス	34
スウェーデン	34
フィンランド	44
ドイツ	48
デンマーク	52
オランダ	65

(図)日本の部門別・施策別の平均実効炭素税率(2012年)

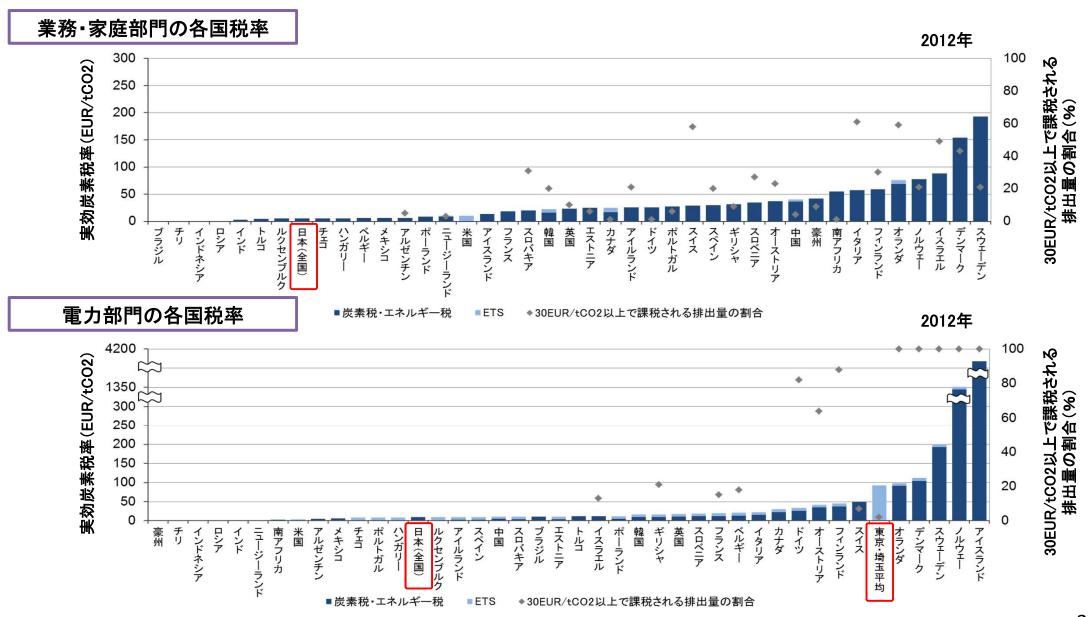
部門別の実効炭素税率の国際比較 1/2

○ 日本の実効炭素税率をみると、道路輸送部門では諸外国と比べて中位程度であるが、産業部門では低い水準にある。



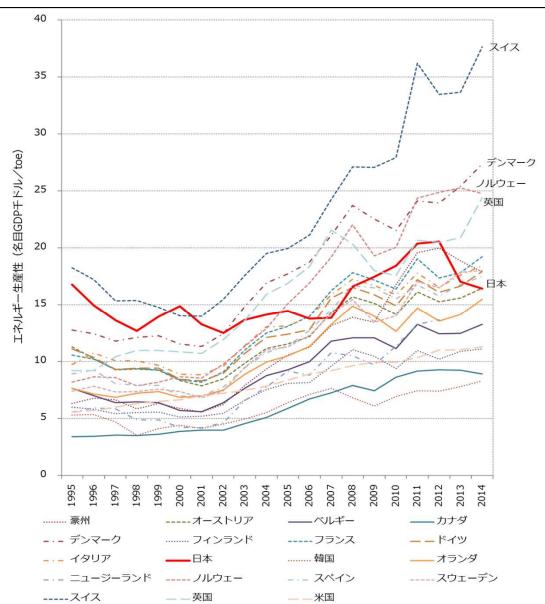
部門別の実効炭素税率の国際比較 2/2

○ 日本の実効炭素税率をみると、業務・家庭部門、電力部門ともに、諸外国と比べて低い水準にある。



エネルギー生産性の推移

- かつて世界最高水準だった我が国のエネルギー生産性は、現在、大きく世界で順位を下げている。
- スイスは、炭素生産性とエネルギー生産性の双方でトップ。炭素生産性が高い国は、エネルギー生産性も高い国が多い。



OECD諸国のエネルギー生産性の順位(2014年、千ドル/toe)

1	スイス	37.65
2	デンマーク	27.37
3	アイルランド	25.27
4	ノルウェー	24.78
5	英国	24.40
6	イスラエル	21.33
7	仏	19.23
8	伊	18.44
9	スウェーデン	18.00
10	ルクセンブルク	17.95
11	独	17.93
12	豪州	17.89
13	スペイン	17.50
14	オーストリア	16.45
<mark>15</mark>	日本	16.42
16	蘭	15.50
17	ギリシャ	15.28
	ポルトガル	14.18
19	ベルギー	13.27
20	米国	11.28